

**中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会  
廃棄物・リサイクル制度の基本問題に関する中間取りまとめ  
パブリックコメント結果**

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会事務局  
環境省廃棄物・リサイクル対策部企画課

4月9日に標記中間取りまとめを公表し、5月10日までパブリックコメントを募集しました。御意見の提出件数及びその内訳は次のとおりです。

	郵送	ファックス	メール	計
民間企業・団体関係	171	152	211	534
廃棄物処理業関係	100	53	18	171
製造業等関係	71	95	186	352
非営利民間団体関係	0	4	7	11
地方公共団体関係	323	328	109	760
その他	344	100	75	519
計	838	580	395	1,813

「民間企業・団体関係」「地方公共団体関係」については、その職員・所属員を含む。

「その他」には、所属不明、分類不明の個人・団体等を含む。

寄せられた御意見の概要及び詳細は別紙のとおりです。

寄せられた御意見は、今後の中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会における検討の参考とさせていただきます。

## 寄せられた意見の概要

## 1. 廃棄物の定義について

	主 な 意 見
(1) リサイクル可能物を廃棄物に含める又は何らかの規制を行うべきとの立場からの意見 (245)	リサイクル可能物であっても廃棄物としての規制が必要。(165) 不要物以外のリサイクル可能物も含め、広い考え方が必要。(62) 有価無価にかかわらず、排出者が不要としたものを廃棄物とすべき。(1)
(2) リサイクル可能物は廃棄物から除くべきとの立場からの意見 (254)	リサイクルできるものについては廃棄物から除外すべき。(111) リサイクルはリサイクルに関する別法体系によるべきで、廃掃法は適正処分に限定した法律とすべき。(66) リサイクル工場は大気汚染防止法等の規制がかかっており、廃掃法による規制は不要。(28) 不要物以外のリサイクル可能物について廃棄物に含めるべきではない。(35)
(3) リサイクル可能物に対する規制に関する意見 (11)	不要物以外のリサイクル可能物については必要最小限の規制とすべき。 構造基準、維持管理基準等の生活環境保全上の支障の未然防止、支障が生じた場合の改善命令等に必要最小限の規制とし、業・施設の許可、マニフェスト交付義務等の手続上の負担がないようにすべき。(5)
(4) 総合判断説に関する意見 (48)	廃棄物(不要物)の定義は総合判断説が実態にあっているので妥当。(14) 総合判断説の判断要件に「有効利用の状況」を加えるべき(有効利用が確実になされていれば廃棄物でない、という判断もあるはず)。(5) 取引価値の有無や占有者の意思にかかわらず、生活環境に影響を及ぼすようなものは廃棄物に含めるべき。(4)
(5) 気体の取扱いに関する意見 (25)	フロンなど気体状のものも廃棄物として規制すべき(容器に入ったものは管理可能性がある)。(25)
(6) 土砂の取扱いに関する意見 (32)	土砂(利用されずに処分されるようなものや汚染されたもの)は廃棄物として取り扱うべき。(11) 土砂はもともと自然物であり廃棄物ではない。汚染土壌などについて生活環境保全などの問題があるなら、土砂について別途の制度で対応すべき。(6)
(7) その他	有価無価にかかわらず物の保管や放置を取り締まれるようにすべき。(1) 将来的には国際的なリサイクル活動が進展するであろうことにかんがみ、バーゼル条約や欧米などにも通用するグローバルスタンダードに沿った定義とすべき。(3) EU 指令やバーゼル条約のように「要処理物」という客観的要素を加えるべき。(1) 処理され、処理が意図され、処理を要するもの、という定義とすべき。処理を要するものとして、放置すれば公衆衛生・生活環境保全上影響のあるものとして処理(再生含む)すべきもの、とすべき。(2) 廃棄物という物を定義するのではなく、処分、処理、リサイクル、保管など、行為に対して規制を行うべき。(1)

## 2. 廃棄物の区分について

	主 な 意 見
(1) 処理責任に着目した区分に関する意見 (651)	<p>現在の産業廃棄物処理の状況等にかんがみれば、事業系一般廃棄物は市町村責任のもと一般廃棄物とすべき。排出者の責任については、産業廃棄物並みの処理責任ではなく、適正な処理費用の負担とすべき。(194)</p> <p>一般廃棄物処理は、市町村固有の事務とすべき。(153)</p> <p>廃棄物処理事業は、営利目的の民営ではなく、市町村の直営により行うべき。(250)</p> <p>事業活動に伴い排出されるものは事業系廃棄物として取り扱うべき(事業系一般廃棄物は産廃扱いとすべき)(22)</p> <p>産業廃棄物でもその処理責任を排出事業者が負いきれないようなものは一般廃棄物とすべき。(1)</p> <p>事業系一般廃棄物の排出事業者も納税者であるにもかかわらず、費用負担を二重に強いいるのはおかしい。(3)</p>
(2) 規制面に着目した区分に関する意見 (80)	<p>リサイクルを促進するため、リサイクル指定物という独立区分が必要。(72)</p> <p>爆発性、毒性などの性状を有する廃棄物は独立区分とすべき。(2)</p>
(3) その他	<p>(一般廃棄物・産業廃棄物の区分に関連して)同一性状のものは同一区分で取り扱えるようにすべき。(56)</p> <p>家庭から排出されるものと事業者から排出されるものが同一性状のものであっても、処理方法が同一であるにすぎず、責任は同一ではない。従って、廃棄物の区分の問題ではなく、処理施設の区分を取り扱えばよい。(1)</p>

## 3. 廃棄物処理業・施設設置に対する規制について

	主 な 意 見
(1) 全般的意見	<p>リサイクルと処分のための処理はわけて、リサイクルについては規制緩和すべき。(21)</p> <p>適正処理の確保のため、規制は緩和すべきではない。(38)</p>
(2) 処理業に関する意見 (35)	<p>広域的な収集運搬の業許可についての合理化を図るべき(主たる営業所のみ許可・それ以外は届出とすべき、全国的に環境大臣に許可を一本化すべき等)。(20)</p> <p>不法投棄等に係る排出者責任を徹底すれば、収集運搬業の許可は不要。(6)</p> <p>廃棄物処理は域内処理が基本であり、わざわざ広域処理を容易にする必要はない。(1)</p>
(3) 処理施設に関する意見 (39)	<p>一廃・産廃で許可主体が同一であり、その手続を合理化すべき。(8)</p> <p>優良な処理施設に対しては規制緩和すべき。(6)</p> <p>周辺環境への影響の少ないものは規制緩和すべき。(19)</p>
(4) 特例制度に関する意見 (36)	<p>特例制度の対象を拡大すべき。(16)</p> <p>特例制度を一層時間・コストのかからないものへと改善すべき。(14)</p> <p>再生利用認定制度は、厳格に運用すべき。その対象は周辺環境への影響が少ないものに限定すべき。(3)</p> <p>特例制度について、審査に時間がかかりすぎる。マンパワーが足りないという話をきいており、そうなら審査方法の変更や人員の増加を図るべき。(1)</p>

(5) その他	<p>施設設置に係る建築基準法第51条の規制や、条例等による住民同意・流入抑制措置を撤廃すべき。(3)</p> <p>保管期間規制は緩和すべき(一律の2週間規制等)(3)</p> <p>手続の合理化の一環として、許可申請に対する処理期間を明示すべき。(4)</p>
---------	--

#### 4-1. 排出者責任について

	主 な 意 見
(1) 一般廃棄物に関する意見 (133)	<p>ごみ処理の有料化については自治体の判断に委ねるべき。(83)</p> <p>ごみ処理の有料化は不法投棄を誘発するので行うべきではない。(18)</p> <p>ごみ処理の有料化は(住民の)排出者責任を具体化する有効な手法。(2)</p> <p>排出者責任の観点からごみ処理の有料化もやむを得ないが、その際は拡大生産者責任の強化・拡充も同時に行うべき。(4)</p> <p>ごみ処理のコストの透明化、公営・民営のコスト比較等を行うことが必要。(12)</p> <p>市町村が処理委託した廃棄物の不法投棄については、少なくとも産業廃棄物の排出事業者責任と同等の責任を課すべき。(1)</p>
(2) 産業廃棄物に関する意見 (12)	<p>排出抑制を行った事業者に対して優遇措置を講じるべき。(6)</p> <p>ホストコミュニティフィー制度は有効な手段だと考えられる。(2)</p> <p>建設業の場合廃棄物の占有者である元請け業者が排出事業者となっているが、所有者である発注者も責任を負うべき。(1)</p>
(3) 不法投棄に関する意見 (77)	<p>不法投棄など不適正処理は罰則と取締りの強化で対応すべき問題(廃棄物の定義の拡大や原状回復基金の拡充等で対応すべき問題ではない)。(41)</p> <p>原状回復基金は、不法投棄の責任のない者に負担を課し、モラルハザードを引き起こすもので、本来存在すべきではない。(6)</p> <p>不法投棄は罰則や取締りの強化のみで対応するのは困難。(14)</p> <p>原状回復基金の拡充を図るべき。(2)</p> <p>不法投棄の原状回復費用の負担の在り方としてデポジットも検討すべき。(1)</p> <p>不法投棄の原状回復基金については、産業界全体からではなく、不適正処理関連業界からの徴収とすべき。(1)</p>

#### 4-2. 拡大生産者責任について

	主 な 意 見
(1) 拡大生産者責任の拡充・強化に積極的な意見 (335)	<p>拡大生産者責任の拡充・強化を図るべき。(84)</p> <p>有害・危険物、高度な処理を要する物、市町村の処理困難物などについて、生産者の責任により処理すべき。(201)</p> <p>不法投棄について、生産者も費用負担など一定の責任を負うべき。(16)</p> <p>デポジット制度を導入すべき。(16)</p> <p>使用済製品の処理費用は販売価格に上乗せすべき。(13)</p> <p>拡大生産者責任の一環として、修理部品の保持期間の延長など修理体制の整備も行うべき。(1)</p>

<p>( 2 ) 拡大生産者責任に消極的又は条件を付す意見 (74)</p>	<p>使用済製品については、生産者のみならず、行政や、排出者である消費者も応分の責任分担を行うべき。(21)  不法投棄の責任を生産者に負わせるべきではない。(18)  生産者が果たすべき責任は、廃棄物になりにくい設計やリサイクルしやすい素材選択であり、安易に金銭的・物理的責任を負わせるべきではない。(24)  使用済製品の処理責任は排出者にあり、生産者に使用済製品の処理責任を負わせるべきではない。(2)</p>
<p>( 3 ) その他</p>	<p>拡大生産者責任の適用に当たっては、輸入業者や販売業者も対象とすべき。(8)  拡大生産者責任を導入する際には廃掃法の適用緩和とセットで行うべき。(3)</p>

## 5.その他

<p>廃掃法においても上乗せ横だし規制を認めるべき。(3)  廃棄物処理センターなど公共関与による処理施設の設置をもっと促進すべき。(111)  排出抑制のための措置が最も弱い。排出抑制のインセンティブを強めるような制度とすべき。(2)  廃掃法をわかりやすくすべき(通知まで読まないとわからない等)。(3)  産廃税を導入するとかえって不法投棄の増加を招くことが懸念されるうえ、各自治体が独自に導入することにより国全体としての効率的な廃棄物処理の推進を妨げるおそれがある。(2)</p>
--

【 1 . 廃棄物の定義について】

意見概要	意見数
<p>&lt; リサイクル可能物は廃棄物に含める又は何らかの規制を行うべきとの立場からの意見 &gt;                      リサイクル可能な物であっても、廃棄物としての規制が必要。</p>	245
<p>廃棄物の定義に関しては、不要物以外のリサイクル可能物も含め広い考え方が必要。</p>	165
<p>「リサイクル対象物をなるべく資源としてとらえ、廃棄物として扱わない方向で検討されるべき、との議論が一部に存在しているが、リサイクル名目での不適正処理の事例にかんがみれば適当ではない。</p>	62
<p>有価無価にかかわらず、排出者が不要としたものを廃棄物とすべき。</p>	15
<p>有価の排出物であっても、環境負荷を与える物質を含むようなものは何らかの法規制があってもおかしくない。ただ、その場合個々にマニフェストや（県境を越える場合の）事前協議をするのは不可能であり、配慮が必要。</p>	2
	1
<p>&lt; リサイクル可能物は廃棄物から除くべきとの立場からの意見 &gt;                      リサイクルはリサイクルに関する別法体系によるべきで、廃掃法は適正処分に限定した法律とすべき。（循環基本法、資源有効利用法、廃掃法の役割分担を明確にすべきとの指摘もあり）</p>	254
<p>リサイクル物と廃棄物は同一に扱うべきではなく、リサイクルできるものについては廃棄物の定義から除外すべき。                      （「廃棄物」に含めるとリサイクルしないものとして扱う、という認識や、廃掃法は焼却・埋立について制定されたもの、という認識に基づいた意見もあり）                      （「廃棄物」というレッテル・イメージに対する忌避意識に基づいた意見もあり）</p>	66
<p>リサイクル工場は大防法や水濁法等の規制がかかっており、廃掃法による規制は不要。</p>	111
<p>リサイクル物を品目や再資源化のための施設の認定等により定義することで、当該認定を受けたりリサイクル物は廃棄物から除外すべき。                      （これを担保するため、除外した物については、例えば副産物利用状況の届出、行政機関による立入等の制度化が考えられる、との指摘もあり）</p>	28
<p>不要物の明確化には賛成だが、対価を支払って購入しているものについては対象とすべきではない。</p>	11
<p>不要物以外のリサイクル可能物について廃棄物に含めるべきではない。</p>	1
	35

【 1 . 廃棄物の定義について】

廃掃法は昔のように衛生面を主体として塵・芥の類だけを扱っていれば良い。	2
< リサイクル可能物に対する規制に関する意見 > リサイクル可能物は適正処理のための必要最小限の規制区分とすべき。(業や施設設置許可は不要とすべき。)	11
不要物以外のリサイクル可能物への規制は最小限のものとするべき。	6
不要物以外のリサイクル可能物への規制は最小限のものとするべき。	4
不要物以外のリサイクル可能物に対する規制については、構造基準、維持管理基準等の生活環境保全上の支障未然防止、支障が生じた場合の措置命令等に必要最小限の規制とし、業・施設の許可、マニフェスト交付義務等の手続上の負担がないようにすべき。	1
< 総合判断説に関する意見 > 使用済タイヤの「長期間放置」が「概ね180日」となっているが、その間に火災を起こした事例等もある。もっと短縮すべき。	48
廃棄物(不要物)の定義は総合判断説が実態にあっているので妥当。	7
運賃がかかってしまうために(その物自体は有価であっても)トータル逆有償になったものについて、廃棄物として捉えられるのはおかしい。	14
リサイクル可能物を単純に廃棄物から外すべきではないということには賛成だが、適正に保管・リサイクルされるものは、逆有償であっても、その取扱い形態にかんがみ廃棄物から外すべき。	5
リサイクル可能物を単純に廃棄物から外すべきではないということには賛成だが、適正に保管・リサイクルされるものは、逆有償であっても、その取扱い形態にかんがみ廃棄物から外すべき。	4
総合判断説の判断要素のなかに、「有効利用の状況」を加えるべき。(有効利用の状況を勘案して廃棄物ではないとする場合もあるはず、との指摘もあり)	5
取引価値の有無や占有者の意思といった要件が不明確であり、リサイクルと称して悪質な処理が行われることから、定義の明確化を図るべき。	3
廃棄物か否かは取引価値の有無による判断が明確。	2
占有者の意思や取引価値の有無に関わらず、生活環境に影響を及ぼすようなものは廃棄物に含めるべき。	4

【 1 . 廃棄物の定義について】

使用済タイヤの野積みに関する厚生省通知においてこれまでの廃棄物概念を超える運用がなされており、生活環境保全の立場からこのような運用を認め、客観的な基準を設けるべき。	1
総合判断説には主観的要件もあるため、客観要件を重視すべき。	2
総合判断説について、個別事例に則して具体的な判断基準を全てのものに示すべき。	1
< 気体の取扱いに関する意見 >	25
フロンなど気体状のものも廃棄物として規制すべき。(容器に入ったものは管理可能性がある、との指摘もあり)	25
< 土砂の取扱いに関する意見 >	32
建設残土は、土地造成工事以外のものは廃棄物が混入しており、その除去のための処理が必要である。	1
汚染土壌は廃棄物に含めるべきだが、汚染を除去した土壌については元の土壌として取り扱えるようにすべき。	2
土砂(利用されずに処分されるようなものや汚染されたもの)も廃棄物として扱うべき。	11
汚染土壌は本来廃棄物ではなくリスク低減をして再利用すべきだが、最終処分されるものは廃棄物とすべき。リスク低減のための搬出・運搬については廃掃法と同様に移動管理を徹底すべき。	1
土砂はもともと自然物であり廃棄物ではない。汚染土壌などについて生活環境保全上などの問題があるなら土砂について別途の制度で対処すべき。 (土砂を廃棄物とすると処分場のひっ迫が加速されること、不法投棄が増加すること等の懸念があるとの指摘もあり)	6
土砂を廃棄物として取り扱うことは賛成だが、その際、土壌汚染対策法との整合性や、埋立処分場のひっ迫などを考慮すべき。	1
浚渫土は廃棄物に含むべきではない。	4
汚染土壌に対しては、土地流動化の促進・浄化ビジネスの活性化の観点から助成策と個別法による規制をセットで行うべき。	1
場内で脱水・乾燥処理した建設汚泥は土砂扱いとすべき。	1

【 1 . 廃棄物の定義について】

汚染土壌も含め土砂は廃棄物として取り扱うべきではない。	1
土砂については、自然保護や安全対策の観点から何らかの規制が必要ではあるが、汚染されていない土砂について生活環境保全を目的とした廃掃法の対象とすべきではない。	1
汚染土壌については、土地所有者等（土壌汚染対策法にいう「所有者等」）が自らの責任でその処分まで行う制度を整備すべき（廃掃法は施工業者等の排出者に責任を課している＝土壌法と責任の所在が一致していない）。	1
土砂は土地造成以外にも利用されており、更に有効利用を促進する観点から別途検討すべき。	1
< その他 > リサイクル可能物を廃棄物として捉えるのではなく、有価無価にかかわらず物の保管や放置を取り締まれるようにするべき。	1
（廃棄物の定義は、将来的には国際的なリサイクル活動が進展するであろうことにかんがみ、）バーゼル条約や欧米などにも通用するグローバルスタンダードにそった定義とすべき。	3
有価であるか、不要物であるか否かを問わず、排出物がどのように処理がされたか、かつリサイクルされた物が一定の要件を満たしていれば、不適正処理を防止する上で必要最小限の規制としてリサイクルを促進すべき。	1
不適正処理を防止するためには、定義を拡大するのではなく、不適正処理実態の情報公開と不適正処理に対する厳正な規制を行うことが必要。	1
下水道汚泥は公的関与によるリサイクル物として産廃とは別扱いとすべき。	1
現行の規定では「汚物又は不要物」についての定義がない。改めて定義する必要のない用語で定義すべき。	1
物自体を廃棄物であるか否かで定義するのではなく、物がどのような状態におかれたときに廃棄物となるのか、を定義すべき。	1
廃棄物の物流管理と情報公開、不法投棄防止・監視システムを構築した者の取り扱う廃棄物については、物流情報の提供とひきかえに廃棄物から除外すべき。	1

【 1 . 廃棄物の定義について】

<p>廃掃法は30年前の衛生規制であり時代にあわない、廃掃法の定義・区分がおかしい、不法投棄は罰則強化という「事後処理」で対応すべき、といった指摘が産業界からあるが、不適正処理の現状を認識しておらず、また、大量生産・大量廃棄をしてきた産業界の責任を棚上げした議論である。</p>	11
<p>EU指令やバーゼル条約のように、「要処理物」という客観的要素を加えるべき。</p>	1
<p>有価でも廃棄物とするものがあるというなら、逆有償でも廃棄物でないものがあるはず。</p>	1
<p>廃棄物であるか否かの判断は、処理方法によって判断すべき。</p>	1
<p>定義を、処分され、処分が意図され、処理を要するもの、とすべき（バーゼル条約並び）。この際、要処理物として放置すれば公衆衛生・生活環境保全上影響のあるとして処理（再生含む）すべきもの、とすべき。また、占有者の意思、取引価値の有無は重要視すべきではない。</p>	2
<p>刑罰を課す場合において罪刑法定主義の観点からは適用範囲を明定すべきだが、刑事罰以外の場面で法目的を考慮して柔軟に運用することは合理性がある。</p>	1
<p>廃棄物という物を定義するのではなく、処分、処理、リサイクル、保管など、行為に対して規制を行うべき。</p>	1
<p>再生処理を経て得た物は廃棄物ではないことを明確にすべき。</p>	1

【 2 . 廃棄物の区分について】

意見概要	意見数
<p>&lt; 処理責任に着目した区分に関する意見 &gt;                      現在の産業廃棄物処理の状況、これまで市町村責任のもと適正に処理されてきたこと、生活系のものと同様の性状を有するものも多いこと等にかんがみれば、事業系一廃は市町村責任の一般廃棄物とすべき（産廃と同様の扱いとすべきではない）。                      （排出事業者には中小企業が多いことから排出事業者責任を問いきれない 不適正処理が多発との指摘もあり）                      （大量に排出されているなど産業廃棄物として扱うべきものがあれば個別に産業廃棄物に区分し直せばよいとの指摘もあり）                      （事業系廃棄物を生活系廃棄物と偽るといふ脱法行為を招くとの指摘もあり）</p>	651
<p>現行の事業系一廃を産廃扱いするのではなく、一般廃棄物として市町村責任のもと、適正な処理費用負担等の排出者責任の強化を検討すべき。                      （市町村が引き続き「一定の責任を負いつつ」とあるのは「全体の責任を負う」とすべき、との意見もあり）                      （税による処理が焼却・埋立という市町村処理を安価にしており、リサイクルに回すインセンティブを弱めているとの指摘もあり）</p>	139
<p>一般廃棄物処理は、市町村固有の事務として堅持すべき。</p>	55
<p>廃棄物処理事業は、営利目的優先の民間への委託等を進めるのではなく、市民の側と環境保全の立場にたった市町村の直営により行うべき。                      （ごみ処理事業は営利を目的としたものではなく、コスト論のみで論ぜられるものではないとの指摘もあり）                      （業者の談合がおこり適正な事業が行えなくなる、との指摘もあり）</p>	153
<p>一般廃棄物処理事業は、ダイオキシンへの対応等市町村でなくてはできないこともあり、直営と民間の両立が重要。</p>	250
<p>事業活動に伴い排出されるものは事業系廃棄物として取り扱うべき（事業系一廃は産廃扱いとすべき）。</p>	4
<p>産廃の限定列挙方式を改め、事業系一廃を限定列挙し、それ以外の事業系廃棄物を産廃とする、という方式も考えられる。</p>	22
<p>事業系一廃の抑制策（費用負担や、産廃・拡大生産者責任廃棄物への移行など）を明示すべき。</p>	1
<p>一廃・産廃の区分が自治体によって見解がまちまちとなっているため検討が必要。検討の際には性状・処理効率を重要視すべき。</p>	1
<p>廃棄物の区分に関し、市町村がこれまで適正に処理してきた実績があるというが、決して適正な処理であったとは言い切れない。</p>	19
	1

【 2 . 廃棄物の区分について】

産業廃棄物でもその処理責任を排出事業者が負いきれないようなものは一般廃棄物とすべき。	1
ごみ処理事業を民間委託した場合の市町村の管理責任を徹底すべき。	1
事業系一般廃棄物の排出者も納税者であり、行政サービスを受ける権利があるにもかかわらず、費用負担を二重に強いるのはおかしい。	3
一般廃棄物の委託業者は入札制により公平性を確保すべき。	1
< 規制面に着目した区分に関する意見 >	80
在宅医療の進展に伴い排出量が増大している家庭から排出される医療系廃棄物については感染性を有するおそれがあるため感染性廃棄物として区分すべき。	1
特管物の規制は厳格に行い、リサイクル不可とすべき。	1
有害性の定義があいまいであり、明確にすべき。	1
爆発性、毒性などの性状を有する廃棄物は独立区分とすべき。	2
リサイクルを促進するため、リサイクル指定物という区分が必要。 ( (一廃) 許可業者が収集すると分別収集・リサイクルが行われにくいという問題がある、との指摘もあり ) ( リサイクルされる物は規制の取扱いを異なるものとしてリサイクルを促進すべき、との指摘もあり ) ( 分別・リサイクルすべき物として特別の区分を設けるべき、との指摘もあり )	72
リサイクルされる物については排出源を問わず独立の区分とすることが適当。	2
リサイクル可能物とリサイクルされる物とは区別すべき。	1

【 2 . 廃棄物の区分について】

< その他 >	
(一廃・産廃の区分に関連して、) 同一性状のものは同一区分で取り扱えるようにすべき。	56
家庭から排出されるものと事業者から排出されるものが同一性状のものであっても、処理方法が同一であるにすぎず、責任は同一ではない。従って、廃棄物の区分の問題ではなく、処理施設の区分を取り払えばよい。	1
廃棄物の区分は、発生場所、発生形態を考慮するのではなく、物の性状を考慮して区分すべき。	3
混合廃棄物についての基準を明確にすべき。	1
ごみ処理のコストを下げるため民営化を進めるべき。	1
市町村の廃棄物処理事業の効率化の一環として、産業廃棄物を稼働率の低い市町村の廃棄物処理施設で処理できるようにすることも検討すべき。	1

【 3 . 廃棄物処理業・施設設置に対する規制について】

意見概要	意見数
<p>&lt; 全般的意見 &gt; 規制も厳しく手続も厳しく、であるべき。</p>	1
<p>リサイクルと処分のための処理はわけ、リサイクルについては規制緩和すべき。</p>	21
<p>適正処理の確保のため、規制は緩和すべきではない。 (実績報告や更新審査などにより適正処理を確保する機会をなくすべきではない、との指摘もあり) (荷下ろし地の許可を不要とすることで、廃棄物受け入れ地域での管理監督ができなくなる、住民感情が悪化する、との指摘もあり)</p>	38
<p>規制は厳しく手続は簡素化すべき。</p>	1
<p>&lt; 処理業に関する意見 &gt;</p>	35
<p>不法投棄等に係る排出事業者の責任を徹底すれば、収集運搬業の許可は不要。</p>	6
<p>自社の廃棄物を他県にある自社工場に持ち込んでリサイクルしようと思っても流入抑制によりできないなど、リサイクルを阻害している現状をなくすべき。</p>	1
<p>主たる営業所のみ許可とし、それ以外の地では届出で足りるとすることも考えるべき。</p>	3
<p>リサイクルプロセスを認定し、許可取得・マニフェスト交付義務を免除すべき。</p>	1
<p>拡大生産者責任対象物は広域移動を認めても、それ以外のものについては広域処理を推進する必要はない。</p>	1
<p>広域的な収集運搬の業許可についての合理化を図るべき。</p>	3
<p>広域処理への対応のため、処理業の許可は環境大臣に一本化すべき。</p>	6

【 3 . 廃棄物処理業・施設設置に対する規制について】

複数の都道府県知事の許可は一カ所のみ許可に改め、簡素化を図るべき。	2
広域処理に対する規制の合理化に当たっては、資力要件を付加すべきではない。	1
優良事業者に対しては、許可を届出に変えるなど自主管理に任せる規制緩和を行うべき。	2
処理業を専一に行っている業者と、処理業でない業種の事業活動の一部として廃棄物を取り扱っている業者を別扱いにし、後者は特例的に取り扱うべき。	1
広域的なりサイクルについては、業界が共同して認定が受けられるような仕組みを構築すべき。	1
都道府県・保健所設置市ごとの許可を、広域ブロック化すべき。	2
広域運搬の業の許可の合理化に当たっては、積載地のみ許可ではなく、荷下ろし地のみ許可とすべき。	1
一地方公共団体の許可をもって他の地方公共団体の許可を不要とする仕組みとすべきではない。	1
廃棄物は域内処理が基本であり、広域処理をわざわざ容易にする必要はない。	1
同一事業所内で関連企業が複数事業を行っている場合（分社化により親会社が子会社に処理を委託する場合等）について規制緩和すべき。	1
広域的な処理・リサイクルが適正処理と相矛盾しないものかどうか見直すべき。	1
<b>&lt; 処理施設に関する意見 &gt;</b>	39
優良な処理施設に対しては規制緩和すべき。	6
周辺環境への影響の少ない処理施設等については規制緩和を行うべき。	
	19

【 3 . 廃棄物処理業・施設設置に対する規制について】

一廃・産廃の処理業・施設設置許可は統一化・融合を図るべき。	6
処理施設については一廃・産廃で許可主体が同一のため、その手続を合理化すべき。	2
リサイクル可能物を廃棄物に取り入れた場合、市街化調整区域における建築規制を柔軟にすべき。	1
リサイクル施設については施設・性能基準を厳しく要求する一方、自治体の事前協議や住民同意をなくすなどの規制緩和が必要。	1
水道水源地域における施設立地は禁止すべき。	1
施設設置許可に係る事前協議が設置を困難なものとしているので、これを廃止すべき。	1
処理施設設置に当たって住民同意を要することを撤廃すべきではない。	2
<b>&lt; 特例制度に関する意見 &gt;</b> 再生利用認定制度は、厳格に運用すべき。	36
広域指定制度や再生利用認定制度の対象を拡大すべき。	1
現行の広域指定や再生利用認定は、いっそう時間とコストのかからないものへと改善すべき。	16
広域指定制度などの対象を拡大すべき。規制は厳格に行いつつ手続は合理的に行うべき。	14
指定・認定対象者に求める責任は厳格にかつ広い範囲とすべき。	1
再生利用認定制度の活用には当たっては、周辺環境への影響が少ないものに限定すべき。	1
	2

【 3 . 廃棄物処理業・施設設置に対する規制について】

指定・認定制度について、審査に時間がかかりすぎる。マンパワーが足りないという話もきいており、それならば、審査方法の変更や審査人員の増加をすべき。	1
< その他 >	
手続の合理化の一環として、許可申請に対する処理期間を明示すべき。	4
産廃は自県域での処理を原則とすべき。	2
資源有効利用法と廃掃法が二重規制になっており、使用済製品の円滑な回収・リサイクルに支障を来している。	1
輸送過程の仮置きは積み替え保管規制の対象外とすべき。	1
一律の保管期間規制（2週間）は緩和すべき。	1
施設設置に係る建築基準法規制（第51条関係）や条例等による住民同意、流入抑制を撤廃すべき。	3
許可要件を厳しくするのではなく、許可を受けた者に対する適正処理のための規制・指導を厳しくすべき。	1
許可要件を明確化し、要件に合致した業者には速やかに許可を与えるべき。	1
産廃業者に対する不信感を払拭するため、情報公開を進めるべき。	1
リサイクル促進のため、業や施設設置許可規制のみならず、処理基準の適用も緩和すべき。	1
広域移動に係る自治体の事前協議・同意制度をなくすべき。	2
処理業・施設設置許可規制については、生活環境への影響の度合いに応じて規制の強弱をつけるべき。（影響の大きいものはより厳しく、少ないものは許可免除など）	1

【 3 . 廃棄物処理業・施設設置に対する規制について】

専ら物などの除外規定を廃止すべき。	2
廃棄物処理・リサイクルという業種の経済規模に対し行政の担当者数が少ないため手続に時間がかかりすぎる。行政側の敏速な対応が必要。	1
現在廃棄物の収集運搬業には積替え保管以外の保管が認められていないが、リサイクル原料の保管については環境保全上支障がない限り認めるべき。	1
既存の生産プラントを活用した単発のリサイクルについては簡易な許可制度とすることも検討すべき。	1

【 4 - 1 . 排出者責任について】

意見概要	意見数
<p>&lt; 一般廃棄物に関する意見 &gt;</p>	133
<p>ごみ処理の有料化は自治体の判断に委ねるべき。</p>	83
<p>ごみの有料化は不法投棄を誘発するため反対。</p>	18
<p>税金での処理は排出量の多寡にかかわらず負担が均等となるため不公平。家庭から排出されたものも事業者から排出されたものも全て排出者の責任とすべきである。</p>	1
<p>事業系一廃の処理費用を排出者の負担とすべきではない。</p>	1
<p>市町村が処理委託した廃棄物の不法投棄については、少なくとも産廃の排出事業者と同等の責任を課すべき。</p>	1
<p>自治体のごみ処理事業は貴重な税金を使っているのだから透明にすべき。</p>	1
<p>ごみ処理については、消費者にとっては市場競争のない行政サービスであり、ごみ処理コストの透明化、公営・民営のコスト比較などを行うことが必要。特に有料化を行う場合は、地方税が課税されていることを考えれば、これらのことが不可分である。</p>	11
<p>市町村の廃棄物処理費用に関する情報公開をすべき。（拡大生産者責任導入に伴う自治体負担の減少とその還元に関する情報公開等）</p>	3
<p>家庭ごみ排出者としての国民も、分別収集に対する協力等にとどまらず、責任を強化すべき。</p>	1
<p>排出者責任の観点からごみの有料化もやむを得ないが、その際は拡大生産者責任の強化拡大も同時に必要である。</p>	4
<p>国民に対する排出者責任等に関する普及啓発が必要であり、一廃処理業者などの協力を得て啓発活動を行うべき。</p>	1
<p>住民にごみ処理費用の負担を求める有料化は排出者責任を具体化する一手法。</p>	2
<p>市町村が処理責任を負う廃棄物についても、市場原理で対応した方がより効率的である場合には、民間事業者の活用を図っていくべき。</p>	1
<p>税金をとった上にごみ処理料金をとるのはおかしい。</p>	5

【 4 - 1 . 排出者責任について】

<b>&lt; 産業廃棄物に関する意見 &gt;</b>		12
排出抑制を行った排出事業者に対して優遇措置を講じるべき。		6
産業廃棄物についても、家電や容器包装のように、環境負荷の少ないリサイクルや処分の方法を決めるべき。		1
不適正処理を防止するため、産廃の排出事業者が処理委託をする場合は、収集運搬業者に全ての処理費用を渡すのではなく、中間処理業者、最終処分業者に直接支払うべき。		1
ホストコミュニティフィー制度は有効な手段だと考えられる。		2
建設業の場合、廃棄物の占有者である元請け業者が排出事業者となっているが、所有者である発注者も責任を負うべき。		1
排出者責任を徹底するため、マニフェストの回収率（マニフェストを交付した量に対して最終処分まで終了したことが回付された量の割合）を公開すべき。		1
<b>&lt; 不法投棄に関する意見 &gt;</b>		77
罰則の強化や取締の徹底のみで不適正処理を防止するのは困難である。		14
不法投棄など不適正処理対策は、罰則と取締の強化で対応すべき問題。 （多くは、リサイクル名目での不法投棄など不適正処理多発を定義見直しの理由の一つとしていることに対する意見） （行政が取締りを怠けているから不法投棄がなくなるのに、そのツケを産業界に回すのはおかしい、という意見もあり）		41
不法投棄の原状回復費用の負担の在り方として、デポジット制も検討すべき。		1
原状回復基金は、不法投棄の責任でない者に負担を課し、モラルハザードを引き起こすものであり、本来存在すべきものではない。		6
原状回復基金の充実を図る前に、不法投棄防止対策や排出事業者の責任を徹底することが先決。		10
産廃の不法投棄の処理に要する費用負担に関する産業界からの費用徴収等については、産業界に過度の負担とならないようなシステムとし、産業界として納得できるものとするべき。		1
原状回復基金の拡充を図るべき。		2

【 4 - 1 . 排出者責任について】

不法投棄の原状回復基金については、産業界全体ではなく、不適正処理関連業界からの徴収とすべき。	1
一般家庭からのごみの不法投棄については捜査・摘発をせずに回収してしまうケースが多い。取締りを徹底すべき。	1
< その他 >	
事業系一廃を家庭ごみにまぎれて排出する等の問題をなくすため、生活系のものと事業系のもので性状が同じものについては家庭にも事業者にも一定の責任を課し、最終処分まで管理すべき。	3
最終処分については、公共による処理とするとともに、PFIなどの手法で効率化を図るべき。	4
生産者が引き取る使用済製品も含め、廃棄物の処理に要する費用は排出者が負担すべき。	1

【 4 - 2 . 拡大生産者責任について】

意見概要	意見数
< 拡大生産者責任の拡充・強化に積極的な意見 >	335
拡大生産者責任の拡充・強化を図るべき。	84
有害・危険物、高度な処理を要する物、市町村の処理困難物などについて生産者の責任により処理すべき。 (法制定時には家庭から排出されると全く想定されなかったような物が増加している、との指摘もあり)	201
不法投棄について、生産者も費用負担など一定の役割を負うこととすべき。	16
デポジット制を導入すべき。	12
使用済製品の処理費用は販売価格に上乗せしておくべき。	13
生産者に対し、リデュースやリユースのために素材指定など性状の範囲を設定すべき。	1
長寿命製品の促進及び短寿命製品へのペナルティといったリデュースのための新法が必要。	1
拡大生産者責任を廃掃法にも導入すべき。この場合、個別法と違い、全量ではなく一定割合の引取りやリサイクルを義務づけ、これが果たされない場合個別法や強制デポジットを導入するなど、段階的なアプローチとすべき。	1
製品アセスメントの義務づけ、製品設計に対する責任、有害物対策、情報提供など生産者の役割を強化すべき。	1
拡大生産者責任は、生産者による無償回収義務と高率リサイクル義務をセットで導入すべき。排出者責任や行政の役割分担などにより生産者責任の意義をゆがめるべきではない。	1
生産者が引き取る使用済製品の回収・リサイクルコストは生産者が負担すべき。	2
拡大生産者責任の一環として、修理部品の保持期間の延長など修理体制の整備も行うべき。	1
生産者の責任について、「引取り・処理」ではなく「回収・処理」とすべき。(一番費用のかかる回収部分について生産者が免れれば中途半端なものとなる)	1
< 拡大生産者責任に消極的又は条件を付す意見 >	74

【 4 - 2 . 拡大生産者責任について】

使用済製品については、生産者のみならず、行政や、排出者である消費者も応分の責任分担を行うべき。	21
不法投棄の責任を生産者に負わせるべきではない。	18
生産者が果たすべき責任は廃棄物になりにくい設計やリサイクルしやすい素材選択であり、安易に金銭的・物理的責任を負わせるべきではない。	24
EPRを廃掃法で一律に規制するのは不適當。個別の物ごとの特性、実態にあわせて異なるEPRの具体化を行うべき。	1
廃棄物問題について、生産者に責任を負わせるべきという風潮があるが、むしろ消費者に責任を負わせるべき。	1
拡大生産者責任については、一律に製造者に費用負担を求めるのではなく、製品ごとに最適な方法を検討すべき。	2
拡大生産者責任よりもまず排出者責任を優先させるべき。	1
使用済製品の処理責任は排出者にあり、生産者に使用済製品の処理責任を負わせるべきではない。	2
デポジット制度については、費用対効果について疑問。	2
日用品ごみは生産者ではなく行政が税金で処理すべき。	2
<b>&lt; その他 &gt;</b>	
拡大生産者責任の拡充・強化に当たっては、強制的な手法と同時に、自主的取組の促進も考えるべき。	4
拡大生産者責任の適用に当たっては、輸入業者や販売業者も対象とすべき。	8
拡大生産者責任を導入する際には廃掃法の適用を緩和することとセットで行うべき。	3
拡大生産者責任の手法としての回収には地域の状況を知悉している地元の一廃業者を活用することが合理的。	1
市場経済になじまない廃棄物処理・リサイクル事業を自治体の事務とし、その費用は生産者負担とする制度とすべき。	1

【 4 - 2 . 拡大生産者責任について】

分別・リサイクルのための表示をわかりやすくすべき。(例：PPと書かれても何のことかわからない)	15
空文化している廃掃法の適正処理困難物に関する規定(第6条の3)を見直すべき。	1

【 5 . その他】

意見概要	意見数
廃掃法においても上乘せ横だしを認めるべき。	3
<p>廃棄物処理センターなど公共関与による処理施設の設置をもっと促進すべき。            (大都市圏における廃棄物を大都市圏で処理できるよう施設設置促進を公共の責任で行うべき。それをしないまま流入抑制を制限することは本末転倒)            (処理施設の設置が進まないの公共による設置を行うべき)</p>	111
産廃の不適正処理が多発していることにかんがみ、産廃に対する公共関与を義務づけるべき。	2
廃棄物処理法をわかりやすくすべき。(通知まで読まないとなら内容がわからない等)	3
先進的な取組を行っている自治体や事業者を紹介し、参考とすべき。	1
<p>即時全面撤回を要求する。            役人と産廃業界と労働貴族が結託したものといわざるを得ない。役所は処理施設整備に力を入れるべき。市民よりも納税その他で社会貢献している企業が、排出者責任ということで差別されるのは許せない。市民も自己責任で処理すべき。民ができることは民ですべきで、官はその余りをやれば良い。</p>	1
有害な物は使用規制を強化すべき。	1
資源投入量や廃棄物の量に関する目標を立てた上で議論すべき。	2
廃棄物とリサイクルを制度上一体化すべき。	1
埋立税、焼却税についても議論すべき。	1
<p>永続的に処理業者が存在し続けるわけがないので、遮断型処分場は廃止すべき。無害化等の処理を行うまでの保管施設と位置づけるとともに、現在ある遮断型処分場の廃棄物はP C Bのように処理促進を行うべき。</p>	1
最終処分よりもリサイクルがコスト的に優位となるような誘導施策が必要。	1
発生抑制のための措置が最も弱い。排出抑制のインセンティブを強めるような制度とすべき。	2
不法投棄等の不適正処理防止のため、市民に対する情報公開と市民による監視を法的に位置づけるべき。	1

【 5 . その他 】

産廃税を導入すると、かえって不法投棄の増加を招くことが懸念されるうえ、各自治体が独自に導入することにより国全体としての効率的な廃棄物処理の推進を妨げるおそれがある。	2
自治体の廃棄物処理事業におけるリサイクルの推進を図るための国の財政支援を強化すべき。	1
(一廃を広域処理する場合において)一廃処理業者・施設の情報が無い。処理業者に関する情報提供が必要。	1
サーマルリサイクルの定義を明確にするとともに、リサイクルの一手法として評価すべき。	1
経済財政諮問会議の「循環型経済社会に関する専門委員会」にもあるとおり、サーマルリサイクルをマテリアルリサイクルと同等若しくはそれ以上の効果を有するものとして位置づけるべき。	1
最終処分に係る環境税の導入を検討すべき。	1
リサイクル施設は公害規制法の対象としつつ、その認可は各業所管省の所管とすべき。	1
処理施設に関する市民に対する情報公開を進めるべき。	9